

＜一団の土地について＞

権利取得者（譲受人）が同一の利用目的のために買い集め、最終的に上記の面積以上を取得することになる可能性がある場合（「買いの一団」）は、個々の契約面積が上記面積未満であっても、「一団の土地」として、それぞれの契約ごとに届出が必要となります。

（参考）一団の土地の判断基準

1 主体の同一性

権利取得者（譲受人）が同一主体であること

2 物理的一体性

土地が相互に連続するひとまとまりの土地として土地利用上現に一体の土地を構成しているか、又は一体としての利用に供することが可能であること

なお、土地利用上一体としての利用が可能である限り、道路、小河川等により分断されている場合であっても、物理的一体性が認められることがある。

3 計画的ー貫性

複数の土地売買等の契約が一連の計画の下に、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結されていること

上記1～3の全てに該当するものが一団の土地となります。

なお、一団の土地について判断が難しい場合は、埼玉県土地水政策課までお問い合わせください。